



防衛装備庁の最近の取組について

29. 6. 29

防 衛 装 備 庁

1. 防衛装備・技術協力・・・・・・・・・・・・・・・・ P2～P8
2. 契約制度に関する取組・・・・・・・・・・・・・・・・ P9～P13
3. 防衛調達における情報セキュリティの強化・・・・ P14～P16

1. 防衛装備・技術協力

開発途上国装備協力規定の新設について

1. 意義

- 我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、**戦略的利益や価値を共有する友好国が適切な能力を備え**、安全保障環境の改善に向けて国際社会全体として協力して取り組む基盤を整えることが重要。
- かかる友好国のうち、経済規模や財政事情により**独力では必要な装備品等を調達することができない国々**には、**不用となった自衛隊の装備品等を活用したいとのニーズ**がある（フィリピンからは海自TC-90の無償譲渡を要望されている。）。
- この点、**財政法第9条第1項**により、法律に基づく場合のほか、国の財産としての価値を有する自衛隊の装備品等の無償譲渡等（譲与又は低価での譲渡）を行うことはできないことから、**同項の特則**として、これを可能とする規定を**自衛隊法において新設（平成29年5月26日成立）**。



海上自衛隊TC-90

2. 内容

- ① 無償譲渡等の権限：**防衛大臣**
- ② 無償譲渡等の相手方：**開発途上地域の政府**（当該地域の軍隊の活動の用に供するため譲渡を求める申出を行うもの）
- ③ 無償譲渡等の対象：**自衛隊の用に供されていた装備品等（装備品、船舶、航空機又は需品をいい、武器・弾薬を除く。）**であつて、行政財産の**用途を廃止したもの**又は物品の**不用の決定をしたもの**
- ④ その他の要件：我が国と相手方の政府との間での**国際約束**が必要

MAST Asia 2017への参加・出展について

MAST Asia 2017の概要

- MASTは、海上防衛・海洋安全保障に関するシンポジウム、論文発表、展示会を組み合わせた国際イベント。今回は6月12日(月)～同14日(水)の間、千葉県の幕張メッセにおいて開催。
- **18ヶ国**(日本を含む)から**122社・団体**が出展。(主催者発表:過去最多)
- 展示会来場者数は、3日間で合計**約2,800名**。(主催者発表:過去最多)【MAST全体の入場者は、約4,200名】

防衛装備庁の参加・出展

◎ **我が国の防衛装備に関する施策や高い技術力を発信するため、防衛装備庁として以下の展示等を実施。**

(1) 防衛装備庁の施策等の展示

展示ブースを設け、基本的な政策等の説明パネル、国産の艦艇及び航空機の模型や映像、水中無人航走体(UUV)の研究試作品の展示などを実施。

(2) 我が国の製造業が有する高い技術力の展示

防衛装備庁が公募・選定した**中小企業5社のデュアルユース(軍民両用)製品・技術**を展示。

(例: 塩分洗浄装置、充電式特殊LED投光器 等)

(3) シンポジウム及び論文発表会への参加

防衛装備庁長官がWelcome Remarksを実施。また、防衛技監及び装備政策部長がシンポジウムに参加。

防衛装備庁職員及び防衛大学校教授等から**合計17本の論文を発表**。

(例: 将来の多目的三胴船の設計と性能評価、水上艦艇の流体性能向上に関する取組み、水中音響通信ネットワーク 等)

(4) 艦艇装備研究所への見学受け入れ

MAST Asia 2017主催者が招待した諸外国の要人等19名に対し、艦艇装備研究所への見学を受け入れ。

主な成果

- 3日間の会期を通じて、**約750名の国内外の政府関係者及び防衛産業関係者等が来訪**。防衛装備庁の各種施策への取組み状況や高い技術力(特に無人装備や将来三胴船への関心度大)に対する理解を幅広く得ることにより、**防衛装備・技術協力をはじめとする防衛装備庁の施策推進のための基盤の形成に寄与**。
- また、これまで国際的に必ずしも認知度が高くなかった中小企業のデュアルユース製品や技術力を紹介し、民生部門を含む**我が国の技術力の幅広さや奥深さについての理解を促進**。
- 主な来訪者は、オランダ防衛装備庁長官、マレーシア海軍副司令官、タイ国防科学技術局長、英国海軍司令部幕僚長兼参謀長補、イタリア国家装備局装備計画部長、インドネシア防衛能力総局次長、駐日オーストラリア公使 など

その他の関連取組み

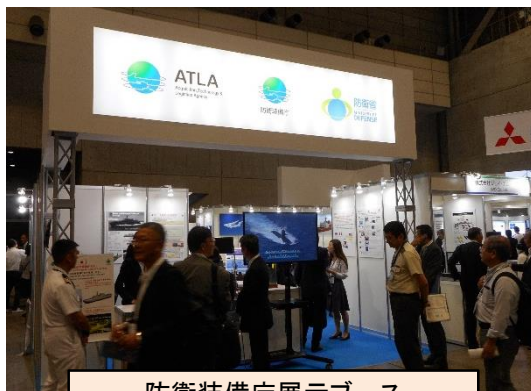
(1) 防衛装備庁長官主催レセプションの実施

各国政府関係者や国内の防衛産業関係者と防衛省・防衛装備庁との防衛装備・技術に係る交流を図ることを目的として、6月14日に海上自衛隊特務艇「はしだて」において洋上レセプションを実施。**国内外の招待者など合計87名が参加。**

(2) 防衛装備・技術協力に係る地域多国間協議の開催

「MAST Asia 2017」が開催される機会を捉え、6月15日にホテルニューオータニ幕張において東南アジア諸国との多国間協議を開催し、**インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン及びベトナムの5ヶ国が参加。**

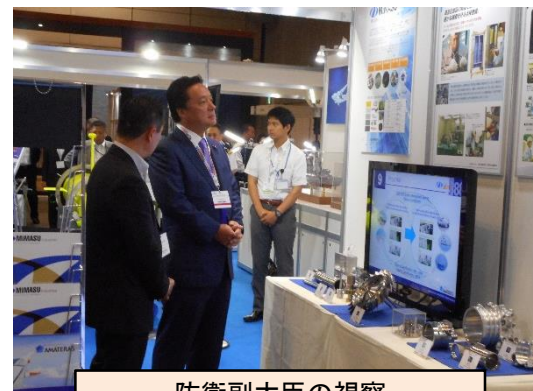
防衛装備庁出展の様子



防衛装備庁展示ブース



中小企業ブースを視察する来場者



防衛副大臣の視察



インドネシア国防省
防衛能力総局次長の来訪



オランダ防衛装備庁長官の来訪



マレーシア海軍副司令官の来訪

防衛装備・技術協力に係る地域多国間協議

1 日付、場所

6月15日（木）
ホテルニューオータニ幕張

2 参加国

インドネシア、シンガポール、タイ、
フィリピン、ベトナムの国防担当者



3 目的

防衛装備・技術協力の観点から積極的に地域の平和、安全及び繁栄に関与するという明確なメッセージを参加各国に発信するとともに、我が国と参加各国との間での共通認識を醸成する。また、我が国の取組について理解を得、今後の防衛装備・技術協力につなげる契機とする。

4 結果概要

- 防衛装備庁長官からの開会挨拶に引き続き、森本元防衛大臣より、東アジアが直面する安全保障上の脅威や懸念を踏まえた、日本と東南アジア諸国との間の防衛装備・技術協力の在り方等について講演。
- 防衛装備・技術協力に係る日本の取組について、議長（装備政策部長）より説明した後、各参加国から、現在直面している課題やそれに対する取組等について説明。
- 全体を通じ、海洋安全保障、人道支援・災害救援、テロ対策分野を中心とした議論が行われたほか、防衛装備・技術協力を進める上での、政府・企業間の連携の重要性についても認識を共有。

パリ・エアショーの概要

29年3月、日仏首脳会談にて、パリ・エアショーへのP-1派遣について言及

(1) パリ・エアショー

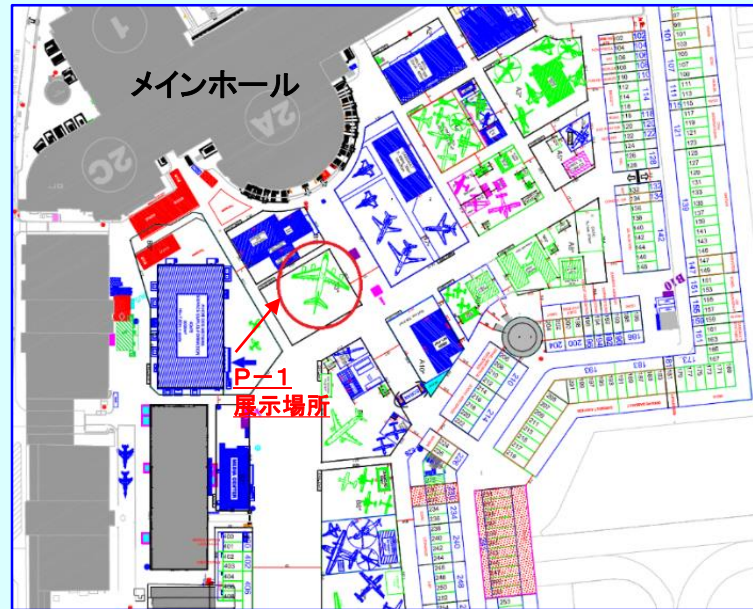
- 会場: パリ郊外 ル・ブルジュ空港
 - 開催時期: 奇数年6月、今回は2015年6月(以下、前回実績)
 - 出展者数: 2,303社・団体(48カ国)
 - 来場者数: 351,000人(165カ国)
 - 参加機数: 130機(うち30機が飛行展示)
 - 日本の国内開発航空機P-1とMRJ実機が展示
- 世界最大のエアショー



P-1の展示状況

(2) 日本側の対応

- 防衛省: 若宮副大臣、渡辺装備庁長官、海幕幹部等対応
仏国防省・企業と、将来の日仏防衛装備協力(哨戒分野等)について
意見交換
- 川崎重工: ブース出展、金花社長が出席
- P-1: 地上展示エリア内で最も良い位置



P-1の地上展示状況

マクロン仏大統領の視察

- マクロン大統領が外務、軍事、交通各大臣を伴い、P-1を視察
- 若宮副大臣、木寺大使、装備庁長官、海幕及び川重幹部が応待。

マクロン大統領:

「日本との友好関係は極めて重要。自分はそれを体現するために、ここに来た。P-1は素晴らしい機体だ。」

若宮副大臣:「日仏防衛協力の象徴にしたい。」

- このほか、仏NSS(国家安全保障局)局長、海軍参謀長、DGA(国防装備局)幹部が視察。仏側は、ハイスペックの哨戒機として、その能力・技術に強い関心。

マクロン大統領視察



ピノッティ伊国防大臣の視察

- ピノッティ伊国防大臣が視察。機内にて、高い性能について説明受け。
- 伊大臣:「海賊対処や難民対策に効果的な航空機。性能が素晴らしい。」

その他VIPの視察



UAE空軍司令官

スペイン国防長官

カナダ空軍幹部

ドイツ空軍関係者



ピノッティ
伊国防大臣

2. 契約制度に関する取組

海上自衛隊の新たな護衛艦の取得について①

1. 新たな護衛艦(新艦艇)の概要

- 平成26年度以降に係る防衛計画の大綱において、**護衛艦部隊を54隻体制に増勢**。
- 周辺海域の防衛や海上交通の安全確保及び国際平和協力活動等を機動的に実施し得るよう、**多様な任務への対応能力の向上と船体のコンパクト化を両立させた「新たな護衛艦」(新艦艇)を導入**。
- **同型艦の連続建造**を想定。



新艦艇(イメージ)

2. 新艦艇を調達する上での考慮事項

技術的観点

- 多様な任務への対応能力の向上と船体のコンパクト化を両立させる必要があり、かつ、連続建造が想定
⇒ 船体の建造のみならず、搭載武器等を含めた護衛艦全体のシステムを統合する高い能力が、従来の護衛艦以上に求められる。

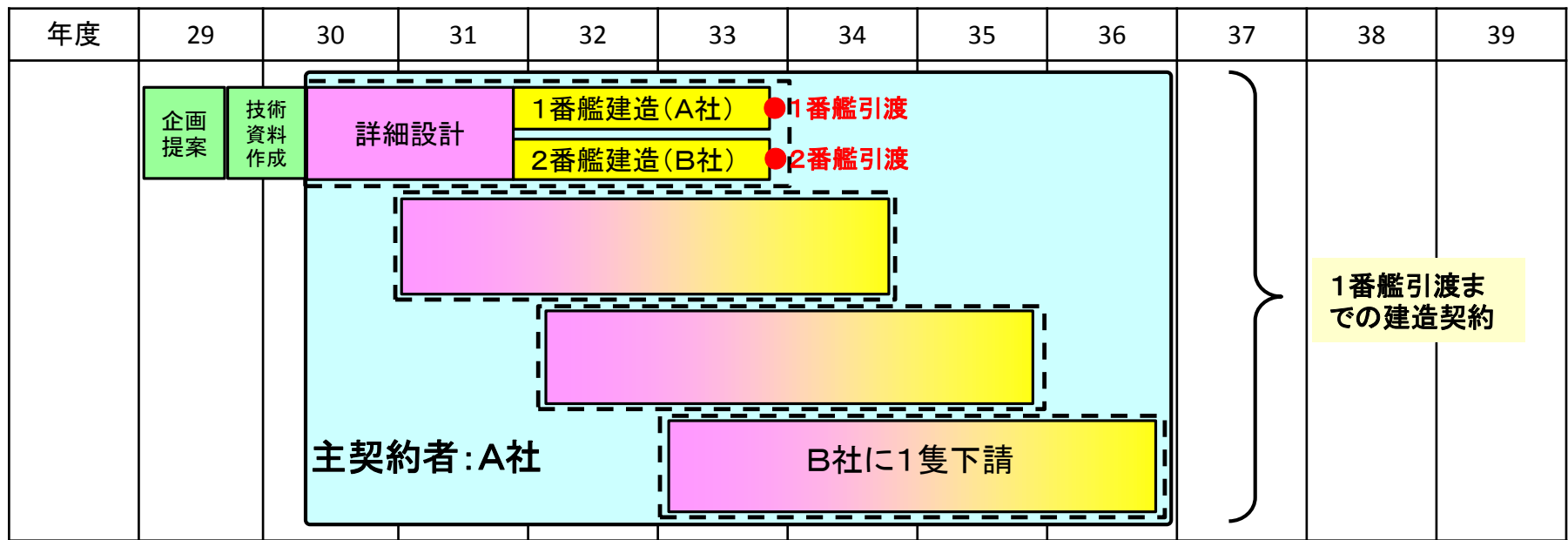
基盤維持の観点

- 現状は価格のみの競争入札
⇒ 熾烈な価格競争により、我が国における護衛艦の建造基盤の維持が困難となってきており、価格競争性や技術競争性の喪失のおそれが顕在化してきている。

海上自衛隊の新たな護衛艦の取得について②

3. 新艦艇の調達方式

- 主要性能、目標価格等を示した上で、概念設計等の提案を募る企画提案契約を実施
 (企画提案契約締結:平成29年4月21日ジャパンマリンユナイテッド(株)・三井造船(株)、平成29年4月28日三菱重工業(株))
- 企画提案の勝者(A社)は、新艦艇の調達相手方として選定され、以下の契約を行うこととなる
 - ー 新艦艇の設計に必要な技術資料の作成に関する契約
 (企画提案で次点となった者(B社)を下請けとして参加させる)
 - ー 1番艦から1番艦引き渡しまでの間に締結する新艦艇の建造の契約
 (B社に2番艦及び33年度艦のうちの1隻を下請けとして建造させる)



初度費をはじめとする原価計算制度の改善について

1. 経費率研究会

- 有識者により、公共調達観点からあるべき現状を整理するとともに制度設計を含めた見直しの是非を検討。報告書を作成。
- 報告書は平成29年5月31日(水)の第7回研究会でとりまとめ。平成29年5月29日(月)及び同年5月30日(火)事前の会社説明会を実施。

2. 初度費におけるGCIP(*)の取り扱い(案)

- 初度設計費、初回試験費及び内製的な専用治工具についてはGCIPの計上対象としつつ、ライセンサーからの指定品等については企業の判断の余地がないことから、外製的な専用治工具として、GCIPの計上対象外とする。
- 技術提携費については初度費のみならず、製品費にも同様の費目が存在。
⇒初度費及び製品費の双方について、GCの計上対象外とするが、IPは計上対象とする。

* GC(General Cost):一般管理費及び販売費、I(Interest):利子、P(Profit):利益

3. 今後の検討事項

- 一部の契約(監査付契約)のみを対象とした付加リスク料率制度を廃止する一方で、適切なプロジェクト管理を前提とする新たなインセンティブ契約制度を検討(29年度中に実施予定)。
- 利益率に関して、維持整備にかかる高難度の役務請負契約については、契約履行難易度調整係数を製造請負契約と同一にする(29年度中に実施予定)。
- 防衛生産・技術基盤の強靱化、過度の生産分担の是正の観点も踏まえ、企業が国内・自社で部品を製造することを促す仕組みに関し、初度費に加え、製品費の見直しについても検討。
- 契約・企業毎にリスクの程度には差があることから、各企業・各契約の危険負担に応じた利益率を検討。

(参考1)経費率研究会構成員

小林 啓孝	早稲田大学大学院会計研究科教授	(会長)
太田 康広	慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授	(会長代理)
尾畑 裕	一橋大学大学院商学研究科教授	
鈴木 一水	神戸大学大学院経営学研究科教授	
高橋 玲路	アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー弁護士	
西谷 順平	立命館大学経営学部教授	

(参考2)用語の解説

➤ 初度費

: 装備品の製造等の初期段階で発生する各種費用のことであり、初度設計費、技術提携費、専用治工具費等が含まれる。

➤ 付加リスク料率制度

: 原価監査付契約においては、実績額が当初の契約金額を下回った場合には当該契約金額と実績額の差額が減額／返納される一方で、実績額が契約金額を超過した分については補填されず、企業側がリスクを負担することになる。そこで、予定価格算定に際し、リスクを見込んだ利益を加算する制度を導入した。他方で、当該加算部分については、原価監査付契約に自動的に付加されることから、非効率な生産をするインセンティブを与える可能性があるとして指摘を受けた。

➤ 新たなインセンティブ契約制度

: プロジェクト管理を効果的に実施し、コスト超過とスケジュール遅延を極小化するための契約制度。官民共同で履行管理を実施した結果、コスト低減が達成されれば低減分を官民でシェアし、やむを得ずコスト超過が発生する場合は、その超過分の一部を官が負担。

➤ 契約履行難易度調整係数

: 当該調達物品等の契約履行上の難易度を考慮して設定されるものであり、利益率算定に用いられる係数。

3. 防衛調達における情報セキュリティの強化

1. 我が国におけるサイバー攻撃の増大

- 近年、国内の官民機関において、標的型メール攻撃による情報漏洩事案が多発しており、防衛調達における官民の情報のやりとりにおいてもセキュリティを強化する必要がある。

2. 米国の情報セキュリティ強化の動き

- 米国政府では、2015年6月、保全が必要な情報(CUI)^(※1)について、調達先企業等が取り扱う際に遵守すべきセキュリティ要件を定めたガイドライン(NIST SP800-171^(※2))を公表。

(※1) Controlled Unclassified Information 機密指定はされていないが管理が必要な情報

(※2) 非政府機関がCUIを扱う場合について、その機密性の確保のために推奨される14分野、109項目の具体的なセキュリティ要件を明らかにしたもの。米国政府は、本ガイドラインを含めた米国のセキュリティ基準を国際標準化することも検討している。

- 国防省は、国防調達における全ての調達先企業(下請企業を含む)に対し、2017年末までに上記ガイドラインの要求事項を満たすことを義務付けている。

2 防衛調達における情報セキュリティ強化に関する官民検討会

○ 我が国の防衛調達における情報セキュリティ強化の方策について、防衛装備庁と主要な防衛関連企業との間で検討会を開催。

○ 開催の状況

◆ 第1回 平成29年2月28日

- ・ 米国の防衛調達における情報セキュリティ強化の動向
- ・ 我が国の防衛調達における情報セキュリティ強化の方向

◆ 第2回 4月5日、第3回 5月19日

- ・ 情報セキュリティ強化のためのルールのあるあり方

◆ 第4回 6月15日

- ・ これまでの検討内容の整理
- ・ 今後の検討事項

○ 引き続き、保護すべき情報の範囲、下請け業者への適用、安全なメールシステムのあり方等について、検討を進める。

具体的実施については、円滑な実施のために試行期間を設定する方向で検討する（現時点では、平成30年度後半からの試行開始を目途に検討）。